

会 議 録

〈2026年度 愛知県入札監視委員会第2回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2026年度第1四半期における発注工事について出席各局等から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>【政策企画局】 (政策企画局の随意契約について)</p> <p>・エレベーターの改修工事について、1,000万円を超える随意契約となっているが、随意契約とした理由は何か。</p> <p>・随意契約にはするが、既存部品を使用することで、価格を上がらないように工夫した、ということか。</p>	<p>【政策企画局】</p> <p>・当該エレベーターは、設置から30年以上が経過し、経年劣化のため、油圧部分の油が多量に漏れ出る事態となっていた。入居する職員の安全を確保するため、速やかに工事を実施する必要があり、工期短縮を図るため、引き続き使用可能な既存部品は流用しながら更新を行うこととした。既存部品の仕様・性能に適合するエレベーターを設置できるのは、元のエレベーターを設置した東芝エレベーターのみであったため、「契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき」に該当するものとして、随意契約とした。</p> <p>・既存部品の流用は、工期短縮とともに、価格を抑えるための工夫でもある。</p>
<p>【県民文化局】 (県民文化局の随意契約について)</p> <p>・局の基準などに照らし、一般競争入札ではなく、随意契約としたのか。</p>	<p>【県民文化局】</p> <p>・局の審査会に諮り、随意契約とした。理由として、更新する部品の一部が本件契約業者独自の仕様であり、他者に公開されておらず、安定及び安全に運転するため、当該事業者が発注した。</p>
<p>【建設局】 (建設局の入札不調・不落件数について)</p> <p>・入札の不調不落件数が前回より少なくなっているようだが、どういった理由か。</p>	<p>【建設局】</p> <p>・発注方式等の条件は変更していない。契約件数そのものがやや減少しているため、それに伴い不調不落の件数も減ったのではないか。また、民間工事の発注件数が中東情勢の影響で減少している関係で、公共工事へ注目が集まったのではないかと推測される。</p>

<p>【教育委員会】 (教育委員会の入札不調・不落について) ・落札後に辞退した業者に対して指名停止を行ったか。</p> <p>(教育委員会の随意契約について) ・一般競争入札で不落があり、その後随意契約へ契約方法を変更した理由は何か。</p> <p>・随意契約において、契約を締結した業者はどのように決めたのか。</p> <p>(教育委員会の一般競争入札について) ・電子入札から紙入札へ切り替えた理由は何か。</p> <p>【スポーツ局】 (スポーツ局のユニットハウス設置工事について) ・なぜ随意契約なのか</p> <p>・その業者との契約により価格を押さえられたということか</p> <p>・もっと早く着手できなかったのか</p> <p>・161 ページの注記は何か</p> <p>・その前の 159 ページの注記は何か。「指名等業者数」のところが 0 になっており、よく分からない。</p>	<p>【教育委員会】</p> <p>・2 か月間指名停止をしている。指名停止期間が令和 8 年 8 月 4 日から 10 月 3 日であり、第 1 四半期の報告期間の対象外であったため、今回の「入札方式別発注工事一覧表（不調・不落分）」の報告には入っていない。</p> <p>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号に基づき、随意契約とした。</p> <p>・一般競争入札で応札した業者のうち次順位者に見積を徴取したところ、見積金額が落札金額の制限内だったため契約を締結した。</p> <p>・電子入札で使用する IC カードの有効期限を迎えるためカードの更新作業が発生したが、更新作業中は電子入札システムを利用できないため紙入札へ切り替えた。</p> <p>【スポーツ局】</p> <p>・愛知県総合射撃場の中にユニットハウスを設置するものだが、7 月からアジア大会の準備のため現地を明け渡すことと、6 月末まで実施中の新管理棟建設工事への影響の兼ね合いがあり、新管理棟建設工事で現地作業している業者の中の 1 者と契約したもの。</p> <p>・価格ではなく、スケジュール上の都合である。</p> <p>・アジア大会の現場の仮設予定がなかなか確定せず、着手に至れなかった。</p> <p>・地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示 14（契約の相手方を技術技能により選択する必要があるもの）という随意契約条項を記載しているもの。</p> <p>・注記の入札者数は、本来は左欄の「指名等業者数」のところに書くものである。 入札者数は 8 で、辞退者数は 1 のため、「指名等業者数」は 9 の記載になる。 記載内容について、次回からは部局でしっかり確認する。</p>
--	---

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、4月から6月までの発注工事について、17局庁等の発注工事の中から、企業庁、建築局、教育委員会の事案について抽出した旨、報告された。（資料2）

【抽出事案に関する説明及び検討】

○用地造成事業 豊川白鳥地区 整地工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となった理由について、鉄道事業への影響が大きいと口頭説明したが、抽出事案説明書へ記載しなかったのはなぜか。 ・共通仮設費や現場管理費の圧縮によって落札率が変わるとするのは一般的な理由か。 ・落札率が高い理由は、共通仮設費や現場管理費が圧縮できないことだけが原因か。 ・企業体構成員のうち、代表構成員と第2構成員として見込んだ事業者に重複があるが、その他に重複はなかったか。 ・特定建設工事共同企業体の申込数がどの程度か予測はできたのか。 ・公告から入札参加申込書兼技術資料の提出までが15日間としているが、一般的な期間設定なのか。 ・企業体の申込数が多いときは何組程度か。 ・令和8年6月から令和11年11月までの約3年半の工期だが、近年の物価上昇を考慮して工期を短縮することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件が1者応札となった最も大きな理由は工程管理の難しさである。鉄道事業への影響については抽出事案説明書への記載を失念していた。 ・共通仮設費や現場管理費の圧縮が落札率の変化に最も大きく影響すると考える。 ・造成工事は宅盤への盛土や調整池工事など基本的な内容であり、大規模工事であるものの事業者の技術力によって工夫する余地が少なく、共通仮設費や現場管理を圧縮できないことが原因と考える。 ・代表構成員と第3構成員、第2構成員と第3構成員の重複はない。 ・申込件数がどの程度になるか予測することは難しいが、代表構成員は少なくとも20者以上となるよう入札参加資格要件を設定している。第2構成員、第3構成員についても代表構成員以上に多くなるよう要件を設定している。 ・「愛知県企業庁総合評価落札方式競争入札試行要領内規」にて標準日数を定めており、本件は標準日数に基づく期間を設定している。 ・企業庁の造成工事における企業体の申込数は1～2者であることが多い。トヨタ自動車のテストコース造成事業の際は3者の申込みがあった。 ・造成工事は土砂の流出防止対策から始まり、盛土工、道路工と進めるが、各工種を並行して実施することが難しく、各工種の標準工期を基に全体工期を設定すると約3年半とな

<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の設定には物価上昇を見込んでいるのか。 ・本件は他部署の入札案件と比較して高額だが、入札参加申込期間が短いということはないか。 ・直接工事費など予定価格の内訳は公表しているのか。 ・予定価格の内訳を公表しなかったとしても、落札額がほぼ同額になるものなのか。 ・1者応札の理由は、施工の難しさと説明する一方、工種は一般的だという説明もあった。これらの関係を再度説明してほしい。 ・予定価格には鉄道用地への影響を監視することなどは金額として見込まれているのか。落札率が高い理由は、そうした特殊性を事業者も共通理解しているためか。 ・当地区はどのような企業の立地が想定されるか。 	<p>る。工期をさらに短縮した場合、応札者が集まらないことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は設計書作成時の単価を適用している。「愛知県企業庁公共工事請負契約約款」にて物価水準の変動による請負代金の変更を定めているため、発注後の変更設計で対応する。 ・本件は一般的な土木工種の積上げによるものであり、入札額の積算は標準日数で十分可能と考えているため、落札率が高くなった原因であるとは考えていない。事業者から積算期間が短いなどの指摘があれば対応を考える必要がある。 ・予定価格は公表しているが、その内訳は公表していない。 ・予定価格の積算については、愛知県の標準歩掛や単価を基に積算している。単価については公表しているため、事業者はそれらを活用しながら積算していると考ええる。特殊な単価や工種があれば予定価格と落札額に差が出ることもあるが、本件のように一般的な工種の積上げによる工事では、予定価格に近い落札額になることも十分に考えられる。 ・工事内容は一般的な工種の積上げだが、国道1号との接続工事、農業用水管の付替工事及び下水管工事といった他者が実施する工事との工程調整が造成工事の中では難しいと考える。また、本件は鉄道用地の隣接地で調整池用地を掘り下げるため、慎重な工事が必要となることも施工の困難さの一因である。 ・鉄道用地の測量などは追加費用として見込んでいないが、現地測量や安全管理に要する費用は共通仮設費率で見込んでいる。本件は工事規模が9.8ヘクタールであり、他の建設工事と比較しても広範な土地で工事するため、現場管理費や安全管理費が高くなると考えられる。 ・立地企業の用途は市が計画しており、製造業と物流業に限定して募集する予定である。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇への対応についてはどこに根拠が記載されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約約款に、物価変動に基づく請負代金変更の項目が記載されており、事業者はこれを参照し、入札に参加する。
---	--

○木曽三川下流域Ⅱゼロメートル地帯広域防災活動拠点防災倉庫環境整備工事

【建築局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・「本工事の発注時期においては」という記述があるが、業者の技術者数や配置状況に配慮した発注は出来なかったのか。 ・撤去材の処分方法の変更に伴い予定価格が大幅に増加したが、事前に予測できなかったのか。 ・1回目に比べ2回目の見込み業者が大幅に拡大している。事業者の参加機会を拡大することや、地域条件等である程度見込み業者を絞る意図があることは理解しているが、見込み業者数に一定の基準はあるのか。 ・今回の入札結果を踏まえ、課内の基準を変更する予定はあるか。 ・碎石の扱いについて、再生碎石と通常の碎石と分けている業者がいるということか。 ・処分区分を見直さずに予定価格を見直すことは出来たのか。見積は不可能だったのか。 ・1回目と2回目で同一の業者の参加があったが、2回目で電子くじの結果落札できなかった。くじの段階で地域条件を考慮できないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行工事の進捗に併せて本工事を発注したため、発注時期を調整することが難しかった。 ・当初設計時に処分できると見込んでいたが、不調後の聞き取りの結果、処分先によって受け入れ条件が異なることが判明した。事情を加味し、価格を見直した。 ・見込み業者数について、課内で一定の基準を設けている。今回は1回目の応札者が無かったことから、地域要件を海部地区のみだったところ、尾張地区（名古屋市を除く）、知多地区まで拡大した。その結果、2回目の入札では、見込み業者数 142 者に対し、海部地区から 1 者、尾張地区から 4 者、知多地区から 1 者入札があり、地域要件を広げた効果が現れた。 ・以前より不調対策のため基準を設定しており、まずは今の基準を運用していきたい。 ・業者によって異なるため一概に言えないが、今回の件で一律再生碎石として取り扱われるわけではないことが分かった。今後は扱いに十分気を付けていきたい。 ・当初、再生碎石として扱う予定であった碎石の状態について改めて確認したところ、全て同一基準で扱うことが難しいことが分かった。供用時期が決まっていたため、広く処分できるように金額を再度設定した。 ・くじの段階で地域条件を考慮することは出来かねる。

○豊丘高校始め4校体育館等空調設備整備工事【教育委員会】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・東三河地域以外の業者も参加できるように地域要件を広げることはいかないのか。</p> <p>・応札者がいない理由としては技術者の配置が困難と分析しているが、業者にヒアリングはしたのか。</p> <p>・学校の工事实績を入札参加資格要件で設定しなければならないのはなぜか。</p> <p>・4校まとめて契約したのは何か理由があるか。</p> <p>・抽出事案の請負率が高くなった理由は他にないか。</p> <p>・抽出事案と同種案件で、請負業者が同じ案件が複数あるがどのように考えているか。</p> <p>・最低制限価格や低入札価格調査基準価格を設定していないのはなぜか。</p>	<p>・地元業者の受注機会の確保に努めており、工事場所を所管する建設事務所管内又はその隣接管内で、管工事業の総合点数が入札参加資格要件以上の業者が25者見込めたため、地域要件を広げなかった。</p> <p>・ヒアリングはしていないが、東三河地域の他自治体の契約状況を確認したところ、同時期に多数の管工事の入札が執行されており、他の工事を受注したため技術者の配置ができなくなったと分析している。</p> <p>・生徒が在籍している中での工事となるため、工程や工事車両の動線などを学校と調整する必要がある。短い工期の中で学校運営に配慮しながら4校の工程を管理するため、学校における工事経験のある業者であることが必要だと判断した。</p> <p>・スケールメリットの確保と計画的な事業進捗を図るためである。</p> <p>・請負業者に聞き取りをし、工事対象校である学校間の移動距離が長いこと、設計・施工一括発注方式のため、契約時点では設計内容の詳細が確定しておらず、今後の設計協議や学校ごとの要望への対応、資材の物価上昇に伴い、工事費が増加するリスクがあったことが理由であると聞いている。</p> <p>・工事場所を所管する建設事務所管内又はその隣接管内で地域要件を定めており、建設事務所管内が重なった案件については同一業者が請け負うこともあると考えている。</p> <p>・抽出事案の工事は空調設備の取付け作業であり複雑な工事ではないこと、機器の調達を安く抑えることができれば入札価格も抑えられると予測ができたことから、安価で落札されたとしても品質など要求水準に適合した履行を確保できると考え、設定していない。</p>

<p>・設計・施工一括発注方式だが、要求する空調設備の性能はどのようなものか。</p> <p>・設計図書が完成したときに発注者で検査する体制は整っているか。</p>	<p>・冷暖房切替型の高効率タイプを採用することと定めている。また、アリーナの床面積に対して、室内機の冷房能力の合計の基準値を明記し、基準値以上の冷房能力となるように要求している。</p> <p>・初めに基本設計図を作成していただき、要求水準を満たしているか確認した上で実施設計図を作成していただいている。実施設計図においても、適宜確認は行っている。</p>
--	---

【検討結果のまとめ】

委員会としては、今回検討した各事案について特に意見として申し上げることはないが、良好な労働環境・品質確保等のために導入されている低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適用について、適切に運用するよう要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について